

# モータースポーツ審議会規定

1997年12月5日制定	2021年11月10日改正
1998年1月1日施行	2022年1月1日施行
2020年1月30日改正	
2021年1月1日施行	

## 第1条 目 的

モータースポーツ審議会（以下「審議会」という。）は、自動車競技に関する下記事項につき、JAF会長の諮問機関として、その諮問に応じて意見を具申することを目的とする。

1. 規則、規定および基準の制定および改定
2. 国際競技および国内選手権競技のスポーツカレンダーへの登録
3. その他上記に関連する重要な事項

## 第2条 構 成

1. 審議会は、定員30名以内とし、下記の委員により構成し、座長および座長代理1名を置く。
  - 1) 学識経験者：19名以内
  - 2) モータースポーツ専門部会長：11名
2. 委員は、JAF会長がJAF理事会の承認を得て委嘱する。
3. 座長および座長代理は、JAF会長が委員の中から指名する。

## 第3条 任期および年齢制限

1. 座長、座長代理および委員の任期は1年とし、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。なお、任期満了後も次期委員が委嘱されるまでは引き続きその職務を行う。
2. 座長、座長代理および委員の再任は妨げない。ただし、続けての委員の再任は9回（連続10年）までとする。
3. 補充による座長、座長代理および委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。
4. 座長、座長代理および委員は、その就任時または再任時に満75歳以

下でなければならない。

5. 座長、座長代理または委員が職務にふさわしくない行為を行ったと認められる場合は、J A F会長は、J A F理事会の承認を得て解任することができる。

#### 第4条 審議会の開催および議事

1. 座長は、J A F会長の要請をうけて、審議会を召集し議長となる。座長代理は、座長を補佐し、座長に事故ある場合にその職務を代行する。
2. 審議会は、委員の過半数の出席（委任状による出席を含む。）により成立する。
3. 学識経験者の委員が審議会を欠席する場合は、議長または出席委員1名に議決権の行使を委任することができる。なお、議長を除き出席委員は1名で欠席委員2名以上の委任を受けることはできない。
4. モータースポーツ専門部会長を兼ねる委員が審議会を欠席する場合は、その専門部会の副部会長1名を代理出席させることができる。その者は議決に加わる。
5. 議事は、出席委員（委任状による出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
6. J A F会長は、J A Fモータースポーツ部の職員を審議会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる。
7. 座長は、必要と認めた場合、審議会の議を経て、委員（第4項により代理出席する専門部会副部会長を含む。）以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる。

#### 第5条 分科会の設置

審議会は、J A F会長の承認を得て、分科会を置くことができる。なお、審議会座長が、必要と認めた場合、J A F会長の承認を得て、審議会の委員以外の者を分科会の構成員にすることができる。

#### 第6条 事 務

審議会の事務は、J A Fモータースポーツ部が取り扱う。

## 第7条 施行、改定等

1. 本規定は、2022年1月1日より施行する。
2. 本規定の改定は、J A F理事会の議決による。
3. 1996年7月25日施行のモータースポーツ評議会規定およびモータースポーツ運営委員会規定は、1997年12月31日に失効する。

### 〔参考〕改定について理事会の議決を必要とする規定

1. 国内競技規則
2. モータースポーツ中央審査委員会規定
3. モータースポーツ審査委員会規定
4. モータースポーツ審議会規定
5. モータースポーツ専門部会規定
6. モータースポーツ名誉委員規定
7. 自動車競技に関する申請・登録等手数料規定
8. カート競技に関する申請・登録等手数料規定

上記以外のモータースポーツに係わる規則・規定・基準などについては、J A F会長が、モータースポーツ審議会に諮問し、その答申に基づき改定する。